

## 3 回搾乳牛群における A T 法の実施方法

3 回搾乳牛群における牛群検定を A T 法により実施する方法は、次のとおりとする。

### 1. 実施農家の要件

- (1) 搾乳牛全頭が乳期を通じて 3 回搾乳であること。
- (2) 搾乳時刻記録タイマーが設置されていること。
- (3) 1 日の搾乳間隔が安定して次の範囲にあること。

検定 時間帯	搾乳間隔範囲 (分)
昼	3 3 0 - 5 1 0
夜	3 3 0 - 4 9 5
朝	4 8 0 - 7 2 0

### 2. その他

- (1) 本実施方法に定められていない要件等は平成 1 4 年 3 月 2 8 日に定められた「A T 法 (夜朝交互立会検定法) の実施方法」を準用する。
- (2) 運用にあたっては別途細則を定める。
- (3) 状況により 2 回搾乳を実施する牛群における A T 法は、検討を継続する。

(平成 2 3 年 3 月 2 3 日 全国牛群検定推進会議)

### 3回搾乳牛群におけるA T法の運用細則

3回搾乳牛群における牛群検定をA T法（以下3回A T法）を運用する細則は、次のとおりとする。

#### 1. 実施農家の要件

- (1) 搾乳牛全頭が乳期を通じて3回搾乳であること。
  - ① 1日あたりでの搾乳回数が、1回となった日を乾乳月日とする。
- (2) 搾乳時刻記録タイマーが設置されていること。
- (3) 搾乳間隔が通年的に一定しており、搾乳間隔と搾乳開始時間が以下の範囲内であること。

検定時間帯	搾乳間隔範囲(分)	搾乳開始時刻(時)
昼	330 - 510	10以降 - 16未満
夜	330 - 495	16以降 - 2未満
朝	480 - 720	2以降 - 10未満

#### 2. 3回A T法の実施

- (1) 昼夜朝交互の立会検定を実施すること。
  - ① 前月が牛群検定を一時的に中止した場合、昼夜朝の交互性を担保するために、前々月が昼（夜）【朝】検定であれば、今月は夜（朝）【昼】に検定を実施しなければならない。
  - ② 3回A T法を実施している農家が、一時的にA 4検定を実施した場合、その翌月は昼、夜、朝検定のどれから開始しても可とする。
- (2) 搾乳間隔並びに搾乳開始時刻が許容範囲外またはタイマー故障等で搾乳間隔を担保できない場合は、通常の搾乳間隔を確保できる時に、3回A T法による再立会を行う。

ただし、今回が3回A T法の昼の場合のみ一時的に続けてA 4検定も行えることとする。
- (3) 検定に直近の出荷乳量並びに自家消費量を全て報告する事とする。
- (4) 検定回数は1回もしくは2回とする。

#### 3. 乳期の公式判定

- (1) 3回A T法の公式記録とは、分娩日から乾乳日あるいは次回分娩日まで（乳期）を全て計算できるものを云う。ただし以下の事項に該当した場合は、その限りではない。
  - ① 分娩日を含めて62日以内に初回検定が行われない場合。
  - ② 連続して2ヶ月以上記録が得られない場合。
  - ③ 記録が得られないなどで記録を推定した回数が3回以上の場合。

#### 4. 検定成績の取扱い

- (1) 3回AT法における検定日は、立会を実施した日とする。ただし、月の初日の検定記録は採用しない。
- (2) 3回AT法を1回でも実施した場合、その乳期は3回AT検定法とする。  
なお、305日成績確定後に3回AT法を実施した場合、305日成績はそれ迄の検定法規定に従う。
- (3) 3回AT法を実施している農家が一時的にA4検定を行う事はできるが、一部牛のみA4検定は実施できない。

#### 5. 検定組合の姿勢

- (1) 3回AT法の実施を希望する場合は、農家と組合が十分協議すること。
- (2) 毎月の検定は、昼夜朝交互になるように立会計画を作成すること。
- (3) 3回AT法農家への検定連絡
  - ①夜検定のときは当日の午前中、朝及び昼検定のときは前日の午後に連絡する。
  - ②月の初日、および月の最終日は検定を実施しない。
- (4) 検定日乳量に対し、出荷乳量と自家消費等で出荷しなかった乳量の合計（農家は出荷しなかった乳量を検定員に報告する）との差が許容範囲外のとき、検定員は理由を調査のうえ組合事務局に報告すること。原因が不明である場合は次の対応を行う。
  - ①3回AT法による再検定を行う、あるいは今回は昼検定の場合のみ一時的に続けてA4検定が実施できる。
  - ②正当な理由がなく連続したときは、以後の3回AT法を中止し、A4検定に変更する。
- (5) 独立した搾乳施設が複数ある場合、一連の継続した搾乳作業が行われるのであれば、搾乳施設ごとにタイマーを設置する。一連の継続した搾乳作業が行われない場合は、3回AT検定を実施できない。  
また、一基の搾乳施設内で、真空ポンプ、ミルクポンプが複数基ある場合は、それぞれ中心となるポンプにタイマーを設置する。
- (6) タイマーの故障で検定前の搾乳時刻が得られないとき
  - ①正常な搾乳時刻の記録（一定期間）が得られてから3回AT検定を実施する。
  - ②一時的にA4検定を行う。
- (7) その他の事項については、現行のA4法および2回搾乳牛群におけるAT法実施方法を準用する。

(この運用細則は平成23年4月1日より運用する)